

(裏)

保 証 書

この印鑑登録申請者(表面)は、本人の申請であることを保証します。

保 証 人	登 録 番 号				年 月 日
	住 所	五所川原市			
	フ リ ガ ナ				登 録 印 鑑
	氏 名		年 月 日生		

※注意事項

- 1 この申請は、印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が自ら行わなければなりません。やむを得ない事由により代理人が申請する場合は、「委任状」が必要です。
- 2 登録申請者が自ら申請する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、即日登録ができます。
 - (1) 官公署が発行した、写真を貼付してある身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等）を提示したとき。
 - (2) 本市において既に印鑑の登録を受けている者が署名及び押印した「保証書」を持参したとき。
- 3 登録申請者が自ら申請したときで写真を貼付してある身分証明書の持参がない場合及び代理人が申請する場合は、照会の手続が必要になるので、即日登録はできません。
- 4 照会の手続には、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類等の提示が必要です。
 - (1) 登録申請者 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）
 - (2) 代理人 写真を貼付してある身分証明書、登録申請者の本人確認書類